

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第11回）

日時：令和2年5月15日（金）17:00～

場所：大会議室

1 開会

2 議題

(1) 国・県・市の対応状況（事務局）

(2) 学校等の再開について

・小中学校（教育委員会）

・幼稚園、保育園等、放課後児童クラブ（こども保健部）

(3) 公共施設の利用再開について（総務部）

(4) イベント・行事等について（事務局）

(5) 報告事項

①第2次補正予算について（企画財政部）

②特別定額給付金事業について（環境福祉部）

③総合相談窓口実施状況（事務局）

④産業文化部の取り組みについて（産業文化部）

(6) その他

3 閉会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	粟野 道夫	

【関係機関】

津山市医師会長	宮本 亨	
岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1) 国・県・市の対応状況

1) 国の対応状況 (5月8日以降)

- ・ 5/8 帰国者・接触者相談センターに相談する目安について変更
⇒「37.5℃以上」の体温の目安、「発熱が4日以上続く場合」の条件を削除
- ・ 5/13 抗原を用いたイムノクロマト法の検査キット（迅速抗原診断キット）が承認される
- ・ 5/14 第14回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（別添資料1）
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の公表
⇒地域の感染状況に応じ、各都道府県を「特定警戒」「感染拡大注意」「感染観察」の3区分に分類
第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催（別添資料2）
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更
⇒緊急事態宣言について39県で解除

2) 県の対応状況 (5月8日以降)

- ・ 5/8 倉敷市在住の患者確認・公表（岡山県内24例目 30代男性）
- ・ 5/11 他県在住の患者確認・公表（岡山県内25例目 50代男性）
- ・ 5/15 第18回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設の運用開始

3) 市の対応状況 (5月8日以降)

- ・ 5/8 「第10回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒小中学校、幼稚園、保育園等、放課後児童クラブ、公共施設の今後の対応方針等について協議
- ・ 5/11 健康増進課職員の就業場所分散配置
- ・ 5/12 「新型コロナウイルス感染症対策本部総合相談窓口」について、5/31まで延長、受付時間について、午前9時から午後5時に変更
- ・ 5/15 特別定額給付金事業推進室の設置
「第11回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
感染症拡大防止について

感染症拡大防止について【改定案】

令和2年5月15日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントで、ご注意ください。

【外出自粛のお願い】

- ・ 緊急事態宣言が維持されている地域はもとより、県境を越えた移動は、5月31日までは極力控える。
- ・ 密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、「3つの密」が重なる場所への出入りは控える。
- ・ 他県でクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、スポーツジムなどの屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス）への出入りは控える。
- ・ 国の専門家会議で示された新しい生活様式（生活スタイル）等を実践する。

【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・ 多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・ 天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
密閉空間での集会、イベント、展示会、研修会、不特定多数の人が参集する会合など
- ・ 全国規模のもの、又は緊急事態宣言が維持されている地域からの参加が見込まれるもの
- ・ 緊急事態宣言が維持されている地域において実施するもの
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った人が集まるもの

※比較的少人数で行うもの（最大で50人程度）については、十分な感染防止策を講じたうえで実施可能とする。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

【イベント等開催時、必要な予防策】

- (1) 感染防止の徹底を周知する。
(手洗いや、マスクの着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒)
- (2) 感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・屋内（室内）で実施の場合、こまめに換気を行う。（1時間に2回程度）
 - ・人を密集させない環境を確保する。（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする。）
 - ・人との距離が近い対面での大声の発声、歌唱や声援、会話などが一定時間以上続かないよう工夫する。（お互いの距離を1メートル以上あける）
- (3) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）に参加の自粛を要請する。（参加者やスタッフの健康管理を徹底する。）
 - ・医療機関を受診する場合は、予め電話で相談したうえで、マスク等着用して受診するよう伝える。
- (4) 感染者が発生した場合、参加者への確実な連絡と、保健所による調査に協力する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。

「新しい生活様式」

基本的な感染防止対策

①人との間隔

できるだけ1メートル以上空ける



②マスクの着用



③手洗い

帰宅したら手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える



健康チェック

- ・毎朝、体温測定や健康チェックを行う
- ・発熱や風邪の症状があれば自宅で療養する



空間

- ・こまめに換気をする
- ・密集、密接、密閉の「3密」を避ける



移動

- ・感染が流行している地域への往来を避ける
- ・帰省や旅行は控えめにする
- ・公共交通機関を利用する際は、混んでいる時間帯を避ける
- ・誰とどこで会ったかをメモにする



買い物

- ・1人または少人数ですいた時間に、計画をたてて素早く済ます
- ・通販や電子決済を活用する
- ・レジに並ぶときは、前後にスペースをとる



娯楽・スポーツ

- ・公園はすいた時間や場所を選ぶ
- ・人とすれ違うときは距離をとる
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用する

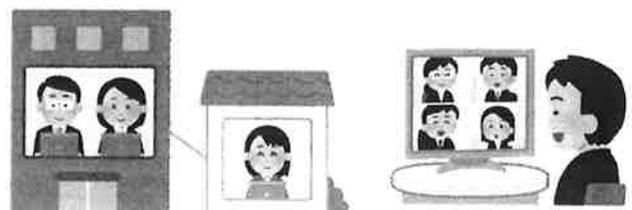


食事

- ・大皿を避け料理を個々に盛りつける
- ・多人数での会食を避ける
- ・グラス等の回し飲みを避ける
- ・料理に集中し、おしゃべりは控えめにする

働き方

- ・テレワークやローテーション勤務にする
- ・時差通勤をする
- ・会議、名刺交換はオンラインで行う
- ・出張はやむを得ない場合にする



(2) 学校等の再開について

学校再開に向けた今後の対応について

令和2年5月15日
津山市教育委員会

1 学校を再開する日

(1) 再開に向けた登校日

午前中授業：令和2年5月20日(水)～5月22日(金)

- ① 臨時休業中に課した家庭学習の内容について、提出物の点検や小テストの実施等により、個々の児童生徒の習熟度の確認を行う。
- ② 別添「新しい学校生活様式」を児童生徒、保護者へ周知し、今後の感染防止対策の徹底を図る。

(2) 全面的な学校再開

全日授業：令和2年5月25日(月)～

※ただし、周辺の感染状況等により、期日を変更することもあり得る。

【再開の理由】

- ・国から、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開する旨の方向性が示されたこと。
- ・岡山県の緊急事態宣言が解除されたこと。
- ・市内の感染者が2週間以上確認されていないこと。

2 再開後の教育活動実施上の留意点

(1) 補充授業・学習の実施

臨時休業中に課した家庭学習の内容については、個々の児童生徒の習熟度を確認のうえ、必要に応じて補充授業や補充学習の機会等を設定し、学習内容の定着を図る。

(2) 学校内の感染防止対策の徹底

- ① 別添「津山っ子新しい学校生活様式」を児童生徒、保護者に徹底すること。
- ② 教職員間で、別添「学校再開に向けての留意事項」を共通理解し、感染防止対策を徹底する。

(3) 部活動の実施

部活動の再開は、全面的な学校再開以降とする。実施に当たっては、3密の回避、活動前後の手洗い、消毒等、感染防止対策を徹底する。また、週休日、祝日の部活動及び対外試合等は、当面行わない。

(4) スクールカウンセラー等による心のケア

スクールカウンセラー、津山市教育相談電話等の活用により、学校再開に伴う感染や学習の遅れへの不安等、児童生徒の心のケアをきめ細かく行う。

(5) 夏期休業期間の短縮等について

授業日数を確保するため、下記の案を検討しているところ。

- ・夏期休業期間を8月1日から8月16日までの16日間に短縮する。
- ・2学期において、月に数回の土曜日授業を実施する。

学校再開に向けての留意事項

津山市教育委員会
令和2年5月15日

1 児童生徒の健康・安全について

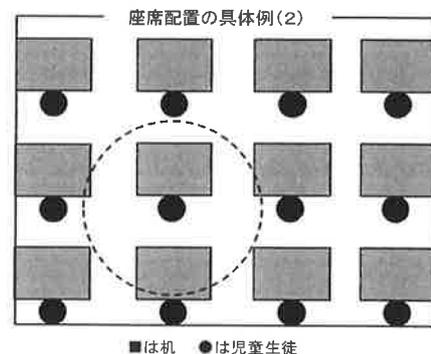
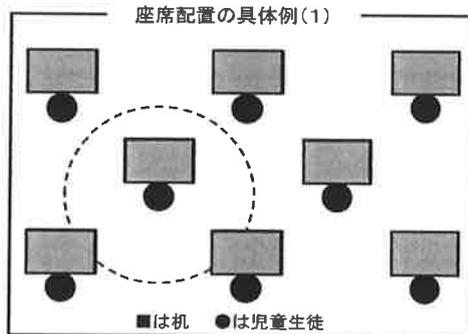
(1) 健康観察

- ① 毎朝、体温を測り、発熱・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。
- ② 家庭で登校前に検温をしていない児童生徒等に対しては、学校で体温を測定する。

(2) 基本的な感染症対策

※「津山っ子5つの新しい学校生活様式」参照

- ① 児童生徒及び教員は、マスクを着用すること。また、教員は、児童生徒までの距離を可能な限り離す。(1～2m程度)
- ② 石けんでの手洗いの徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行う。
- ③ 教室等においては、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童生徒間の距離(1m程度)を離すよう配慮する。距離の確保が難しい学級については、マスク着用とこまめな換気を徹底する。



- ④ 可能な限り、窓は常時開けておく。難しい場合は、適度に換気を行う。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。
- ⑤ 給食中は、机を向かい合わせにせず、会話をしないよう指導する。
- ⑥ 学校施設については、特に児童生徒が手を触れる場所(教室のドア・手すり・スイッチ等)を1日1回消毒する。

2 学習について

- (1) 単元計画を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、学び残しがないようにする。夏季休業期間の取り扱いについては別途示す予定。
- (2) 感染拡大防止の観点から以下のようなリスクの高い学習活動は行わない。
 - ① 身体の接触を伴う活動(生活・体育・外国語活動・外国語・英語・音楽等)

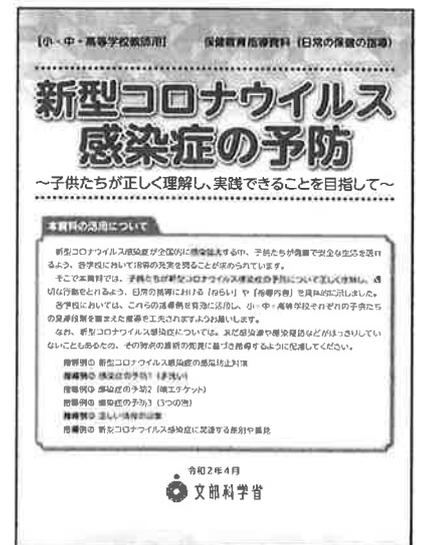
- ② 調理等の実習（家庭科・自立活動等）
 - ③ 長時間活動するグループ学習（生活・総合的な学習の時間・特別活動等）
 - ④ 歌唱や口に触れる楽器の演奏（音楽等）
- (3) 一定期間欠席した児童生徒の学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な手立てを講じる。
- (4) 授業中、水分補給をさせ、熱中症予防に努める。

3 部活動について

- (1) 急な運動は避け、徐々に身体をならしていく。
- (2) 可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する場合は、できる限りの換気に努める。
- (3) 密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。
- (4) 用具等の共用は、可能な限り避ける。
- (5) できる限りマスクを着用することが望ましい。
- (6) 部室、更衣室の使用については、一斉に使用しないなどの工夫をする。

4 感染者等に対する偏見や差別について

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心に、児童生徒等の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー、教育相談電話等を活用し、一人一人の不安に寄り添う。
- (2) 誹謗中傷やデマ等、偏見や差別につながるような言動を見逃さず、毅然とした態度で対応する。
- (3) 児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底する。
- (4) 資料「新型コロナウイルス感染症の予防」等を活用しながら児童生徒に感染症の予防についての正しい知識を身につけさせる。



出典：文部科学省

5 保護者への情報発信について

- (1) 保護者が児童生徒を学校へ安心して送り出せるよう、学校の健康安全対策や心のケアについて、学校だよりや学級通信等で知らせる。
- (2) 今後の変更された教育課程をわかりやすく丁寧に説明する機会を設ける。

(2) 学校等の再開について

津山つやまっ子こ新しいあた学校生活様式がっこうせいかつようしき

やくそくまも ～5つの約束守るんジャー～

小学校版

令和2年5月15日

津山市教育委員会

学校再開に当たって、新型コロナウイルス感染症を予防するため、学校として次のことを徹底します。一人一人が約束を守り、健康・安全に気をつけて、楽しい学校生活を送りましょう。

マスク
ちやくよう
着用



マスクを
つけるんジャー！

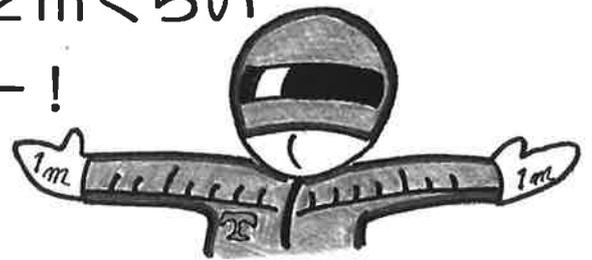
せつ
石けんで
てあらい
手洗い

て びよういじょうあら
手は30秒以上洗うんジャー！
しょうどく
消毒もするんジャー！



ひと あいだ
人との間

ひと あいだ メートル
人との間は、2mくらい
はなれるんジャー！



かん気



まど あ
窓を開けるんジャー！

きゅう しょく
給食

むか あ
向い合わないで、
しゃべらんのジャー！



津山っ子5つの新しい学校生活様式

中学校版

令和2年5月15日

津山市教育委員会

学校再開に当たって、新型コロナウイルス感染症を予防するため、学校では次のことを徹底します。一人一人の自覚と責任で、健康・安全に気をつけ、楽しい学校生活を送りましょう。

マスクの着用

授業中も、マスクをつけ、咳エチケットを徹底します。



石けんで しっかり手洗い

手洗いは30秒以上します。
手指の消毒もこまめに行います。



人との間隔

人との間隔は、2m程度空け、密集を避けて過ごします。



換 気

常に換気した部屋で、密閉を避けて過ごします。



給 食

向かい合わないで、会話を控え、密接を避けて食事します。



幼稚園、保育園（所）・認定こども園、児童クラブにおける今後の対応について

○市立幼稚園の再開について

1 幼稚園を再開する日

令和2年5月20日（水）から通常どおり幼稚園を再開します。

ただし、5月20日（水）から5月29日（金）までは、午前中のみとし、お弁当・牛乳の開始は6月1日（月）からとします。

2 再開する幼稚園

①津山市立つやま西幼稚園（津山市二宮 1982-2）

②津山市立つやま東幼稚園（津山市高野本郷 1270-1）

3 預かり保育について

通常どおりとします。（保育時間終了後～午後5時30分）

4 幼稚園内の感染防止対策の徹底

①別添「あたらしい えんせいかつの や・く・そ・く」を園児、保護者に徹底します。

②職員間で、別添「幼稚園再開に向けての留意事項」を共通理解し、感染防止対策を徹底します。

○市内保育園（所）・認定こども園について

市内保育園（所）・認定こども園については、これまでどおり園は開園します。

ただし、5月31日（日）までの期間、家庭保育された方には、保育料を還付します。

○児童クラブについて

放課後児童クラブについては、学校の再開に合わせた、通常開所とします。

ただし、小学校が臨時休業となった日から全面的な学校再開となるまでの期間（4月20日から5月24日）の利用自粛等に伴う利用料を還付します。

あたらしい えんせいかつの や・く・そ・く

つやましこどもほいくか

しんがた^{ころなういるす}コロナウイルスから、からだをまもるために、ようちえんでは
つぎのことにきをつけてすごしましょう。

けんおん

まいあさ かならず
たいおんを はかりましょう。



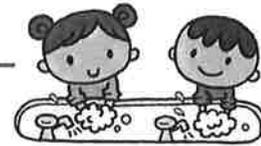
ますくをつける

ますくをつけて すごしましょう。



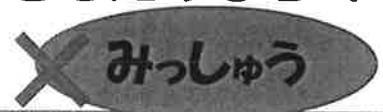
**せっけんで
しっかいてあらい**

ていねいに てをあらい
てのしょうどくをしましょう。



ひととのきょり

ひととのあいだは できるだけひろく
あけましょう。



**ぎゅうにゅう
おべんとう**

ぎゅうにゅうや おべんとうのときは
おしゃべりを しないようにしましょう。



幼稚園再開に向けての留意事項

1 園児の健康・安全について

(1) 健康観察

- ① 毎朝、体温を測り、発熱・咳などの症状がある場合は、登園を控えていただくよう保護者に周知してください。
- ② 家庭で登園前に検温をしていない園児に対しては、幼稚園で体温を測定してください。

(2) 基本的な感染症対策

※「あたらしい えんせいかつの や・く・そ・く」参照

- ① 園児及び職員はマスクを着用してください。
- ② 石けんでの手洗いの徹底、手指消毒用アルコールの活用、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を生活の中で機会を捉えて、園児に具体的に分かりやすく伝える工夫をしてください。
- ③ 室内で保育する際は、園児同士の座る場所をできるだけ広くとるように、椅子の配置を行ってください。また、遊戯室等を活用することで、少しでも間隔をあける工夫をしてください。
- ④ 可能な限り、窓は常時開けておいてください。難しい場合は、適度に換気を行ってください。その際、原則として2方向の窓を同時に開けてください。
- ⑤ 弁当・牛乳の時間は、机の消毒を行うなど特に衛生面に配慮してください。また、手洗いやアルコール消毒などを行い、食事中も幼児同士の間隔を広くしたり、ついたてを活用したり、会話をできるだけ控えたりするよう配慮してください。
- ⑥ 施設や遊具など、特に園児が手を触れる場所（保育室のドア・窓・椅子等）を毎日消毒してください。

2 保育について

- (1) 年間指導計画を見直し、柔軟に対応してください。
- (2) 幼児同士の間隔ができるだけ広くなるような遊びの工夫をし、活動終了時には手洗いや手指の消毒を行ってください。幼児同士の体が触れ合ったり、密接になったりする遊びをできるだけ避けるよう工夫してください。
- (3) 保育中、水分補給をさせ、熱中症予防に努めてください。

3 感染者等に対する偏見や差別について

- (1) 誹謗中傷やデマ等、偏見や差別につながるような言動を見逃さないように対応してください。
- (2) 保護者から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底してください。

4 家庭への啓発

- (1) 保護者が園児を幼稚園へ安心して送り出せるよう、幼稚園の健康安全対策について園だよりや学級だより、保健だより等で知らせてください。

公共施設の利用再開について

日程		施設名 (ブロック体表記は指定管理導入施設)		
5月の 利用再開	5月20日 指定管理施設:2	津山市地域交流センター	津山圏域雇用労働センター	
	5月25日 公共施設:17	市立図書館(本館)	親子ひろば「すくすく」	親子ひろば「わくわく」
		一時預かりルーム「にこにこ」	通級指導教室幼児部	地域子育て支援センター(みどりの丘保育所)
		地域子育て支援センター(久米こども園)	地域子育て支援センター(勝北風の子こども園)	地域子育て支援センター(つやま西幼稚園)
		地域子育て支援センター(つやま東幼稚園)	やよい子育て支援センター(やよい保育園)	鶴山塾
		中央公民館	公民館(地区館)	ふれあい学習館(5館)
勤労者総合福祉センター	会館(福岡・公郷・加茂中原・柳・大久保)			
5月26日 公共施設:2	児童館	市立図書館(地区館)		
6月の 利用再開	6月1日 公共施設:12 指定管理施設:15	津山男女共同参画センター「さん・さん」	とんぼの里	衆楽園
		まほらファーム	グリーンヒルズ津山リージョンセンター	津山弥生の里文化財センター
		まなび館	知新館	久米ふれあい陶芸センター
		歴史民俗資料館(加茂町・勝北・久米)	中央公民館(グラウンドのみ、体育館は調整中)	田邑公民館(グラウンドのみ、体育館は調整中)
		ふれあいサロン	音楽文化ホール・ベルフォーレ津山	津山市立文化展示ホール
		津山文化センター	鶴山公園	神楽尾公園
		加茂町福祉センター	高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」	津山市三世代研修宿泊施設「ウッディハウス加茂」
		黒木キャンプ場	奥津川ラビンの里	あば交流館
		阿波森林公園	阿波保健福祉センター浴室棟	津山市地域づくりサポートセンター
		一部開館施設の全体利用再開 6月1日:中島病院旧本館「城西浪漫館」、作州民芸館 調整中:道の駅「久米の里」、津山市障害者福祉センター「神南備園」		
	6月2日 公共施設:15 指定管理施設:3	中央公園グラウンド	津山陸上競技場(競技場のみ、会議室は調整中)	西部公園(グラウンド、テニスコート)
		津山スポーツセンター(野球場、小野球場、テニスコート、サッカー・ラグビー場)		東部運動公園グラウンド
		草加部グラウンド	加茂町スポーツセンター(ソフトボール場とテニスコートのみ、体操練習場と会議室は調整中)	
		加茂町スポーツセンター(総合グラウンド)	阿波グラウンド	久米総合文化運動公園(テニスコート)
勝北総合スポーツ公園(野球場、多目的広場、テニスコート、ゲートボール場のみ、会議室は調整中)			ターゲットバードゴルフ場	
久米総合文化運動公園(多目的グラウンド)		津山洋学資料館	津山郷土博物館	
加茂町文化センター		勝北文化センター	津山城下町歴史館	
6月3日 公共施設:1	勝北陶芸の里工房			
6/1以降で調整 公共施設:27 指定管理施設:4	城東むかし町家	箕作阮甫旧宅	作州城東屋敷	
	岡山県津山総合体育館(トレーニングルーム)	岡山県津山総合体育館(体育館・柔道場・剣道場・会議室・研修室)		
	津山市弓道場	津山東体育館	津山東武道館	
	津山陸上競技場(トレーニングルーム)	西部小体育館	東部小体育館	
	福岡体育館	加茂町スポーツセンター(トレーニングルーム、体操練習場、会議室、屋内プール)		
	加茂町スポーツセンター(体育館)	加茂町スポーツセンター(屋内ゲートボール場)	加茂町武道場	
	阿波ふるさとふれあい会館	阿波こぶしアリーナ	久米総合文化運動公園(体育館)	
	勤労者総合福祉センター(アリーナ)	緑水園文化体育館(アリーナ)	緑水園文化体育館(大、小会議室、和室)	
	小学校(体育館・グラウンド)	中学校(体育館・グラウンド・武道館)	津山市立勝北中学校夜間照明施設	
	津山駅観光案内所	和蘭堂	津山観光センター	
	久米総合文化運動公園市民プール「レインボープール」		グラスハウス	
旧妹尾銀行林田支店				

※今後の状況次第で日程変更の可能性あり

5月1日 本部会議 決定内容	取扱	休館	一部開館	開館	合計
	公共施設	74	0	12	86
	指定管理導入施設	24	4	9	37
	公共施設全体	98	4	21	123



再開日程 集計結果	取扱	5月再開	6月再開	開館(一部含む)	合計
	公共施設	19	55	12	86
	指定管理導入施設	2	22	13	37
	公共施設全体	21	77	25	123

(4) イベント・行事等について
新規で実施するイベント・行事等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定 参加者数 (人)	主催者
1 地域振興部	生涯学習課	24-2919	6月20日	図書館を使った調べる学習コンクール個別説明会	図書館視聴覚室	10名(個別)	津山市
2 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月17日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	加茂福祉センター	30分で15人	津山市
3 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月18日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	津山すこやか・こどもセンター	30分で15人	津山市
4 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月20日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	加茂福祉センター	30分で15人	津山市
5 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月21日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	津山すこやか・こどもセンター	30分で15人	津山市
6 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月22日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	津山すこやか・こどもセンター	30分で15人	津山市
7 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月27日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	久米保健センター	30分で15人	津山市
8 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月28日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	久米保健センター	30分で15人	津山市
9 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月31日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	久米保健センター	30分で15人	津山市
10 こども保健部	健康増進課	32-7009	7月29日・30日	集団健(検)診 (予約による時間指定あり)	勝北保健福祉センター	30分で15人	津山市

(4) イベント・行事等について
再開するイベント・行事等一覧表

部局名	課室名	連絡先	開催日	行 事 名	開催場所	予定 参加者数 (人)	主催者
1 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月～	育児相談	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
2 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月～	乳児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
3 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月～	3歳児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
4 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月～	1歳6ヶ月児健診	津山すこやか・こどもセンター	30	津山市
5 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月2日 7月7日	育児相談	久米保健センター	20	津山市
6 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	6月10日～	高校生のためのグローバルメディアアプリ デューサー養成講座(全9回) (6月10日はWEBで実施)	津山東高校	20	津山市
7 こども保健部	健康増進課	32-2069	6月23日 7月28日	育児相談	勝北保健福祉センター	30	津山市
8 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	6月26日・27日	新入社員教育講座	雇用労働センター	定員50人	津山広域事務組合
9 地域振興部	生涯学習課 中央公民館	24-5111	7月1日～	市主催講座	中央公民館ほか地区公民館	小規模 (50人以下)	津山市
10 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	7月4日	小規模面接会(第1回目)	雇用労働センター	5	津山市地域雇用創造協議会
11 産業文化部	仕事・移住支援室	24-3633	7月15日～	事業者の魅力向上のための PV映像制作セミナー(全9回)	雇用労働センター	10	津山市地域雇用創造協議会

(5) 報告事項

②特別定額給付金事業について

【事業実施体制】

本年5月1日に設置しました特別定額給付金準備室（対策本部総合相談窓口併設）を5月15日の予算議決後、下記のとおり特別定額給付金事業推進室へ移行し、迅速な給付に向けた事業を行います。

記

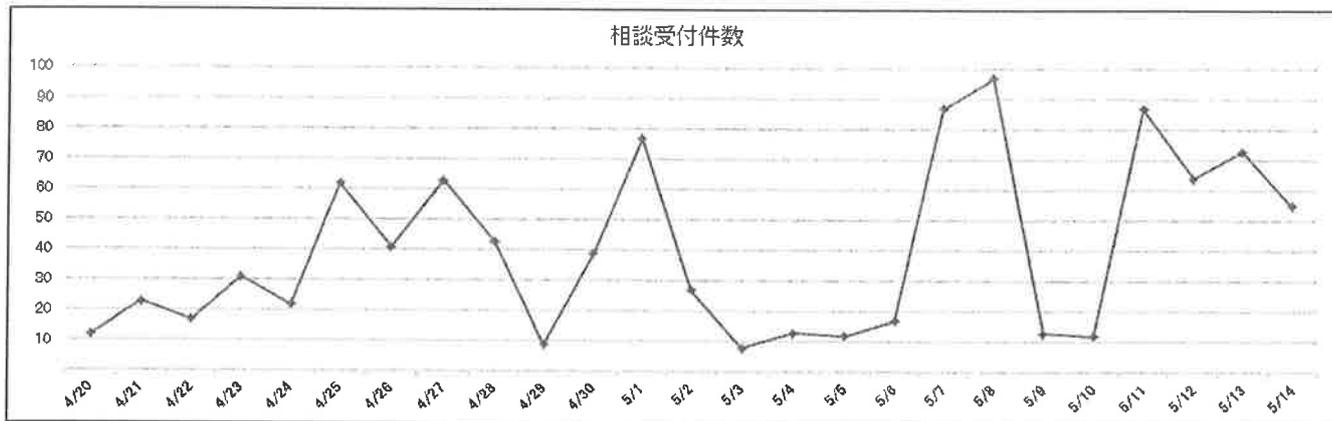
- 1 組織名称 特別定額給付金事業推進室
- 2 設置場所 東庁舎E101会議室 電話32-2169
- 3 人員体制 17名（兼務職員のみで準備室からそのまま移行）
- 4 事業概要
 - (1) 給付対象者 令和2年4月27日（基準日）において津山市の住民基本台帳に記録されている者（基準日時点：100,103人）
 - (2) 給付額 世帯員一人当たり 100,000円
 - (3) 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
（基準日時点：45,423世帯）
 - (4) 申請方法
 - ①郵送方式：申請書に本人確認書類及び通帳等のコピーを添付し、返信用封筒による郵送（5月18日（月）に受給権者に対し申請書を発送
 - ②オンライン方式：マイナンバーカードを利用した電子申請（5/1（金）から申請受付を開始）
 - (5) 給付方法
原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込とする
 - (6) 給付開始予定日
 - ①オンライン申請 5/18（月）から順次振込
 - ②郵送による申請 5/25（月）から順次振込

③総合相談窓口実施状況

(令和2年4月20日から5月14日までの25日間)

相談合計

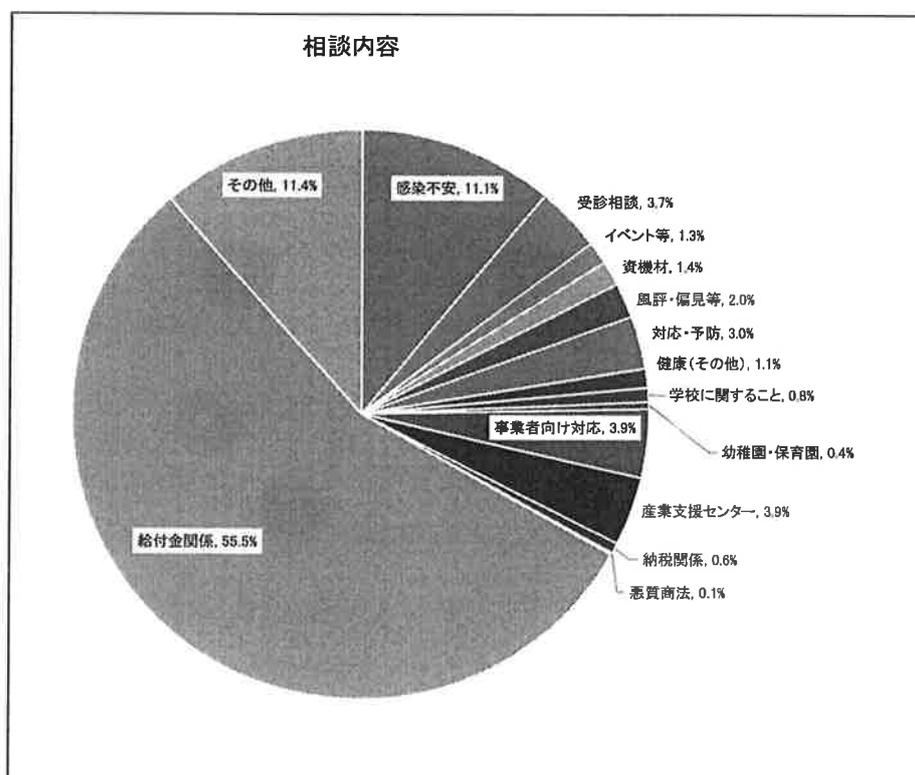
1004件(1日平均約40件)



主な相談内容

- ①給付金関係 557件
- ②その他 114件
- ③感染不安 111件

相談内容	件数
感染不安	111
受診相談	37
イベント等	13
資機材 (マスク・消毒液・ティッシュ他)	14
風評・偏見等	20
対応・予防 (消毒配置や普及啓発、市・国・県の対応)	30
健康(その他)	11
学校に關すること	8
幼稚園・保育園	4
事業者向け対応	39
産業支援センター	39
納税関係	6
悪質商法	1
給付金関係	557
その他	114
合計	1004



④産業文化部の取り組みについて

1. 事業者向け対応の現況等

・新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は172件(5/14現在)
相談内容は主に持続化給付金、無利子・無担保融資、雇用調整助成金等
であるが、国制度の公表等により、問合せ内容も変化している。

近日においては、持続化給付金に関する問い合わせが多くなっている。

・セーフティネット保証 申請件数等

令和2年3月以降の申請件数は累計で204件(5/13現在)

県が創設した新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱が5月1日から
開始されたのを受けて、民間金融機関からの問合せや保証等の認定申請が
大幅に増加(5月1日以降で144件)している。

2. 主な経済対策(5月臨時議会)

①小規模事業者緊急支援事業について

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の
事業継続を支援するため、本年2月から4月のいずれか1カ月の売上が、
前年の月平均売上より、20%以上減少する場合に、一律で20万円を支
給するもの。申請は5月20日から6月30日までとし、郵送での申請を
原則とするが、期間中の平日、アルネ津山の地域交流センターに相談及び
申請の窓口を開設する。

②緊急雇用創出事業について

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりパートやアルバイト
などの職を失った方や学生などの支援策として、市が臨時的に雇用する
もの。事業実施期間は令和2年8月末までとし、業務内容等の募集情報の
詳細は、随時、市のホームページ等でお知らせする。

(6) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる寄付について

1 寄付者

寄付物品等	寄付者	数 量
現金	1 団体	50,000 円
消毒液	1 個人 3 団体	次亜塩素酸ソーダ 600ml 200 本 アルコール 500ml 12 本 消毒用エタノール 500ml 1 本 ビューラックス 1800ml 2 本 ナチュラル銀イオン水 500ml 100 本
マスク	8 団体	使い捨てマスク 40,470 枚
	26 団体	布マスク 2,700 枚
固形石けん	1 団体	24 個

令和2年5月13日現在

2 提供先

消毒液

区 分	施設数	配布数 (本)
小学校	27	次亜塩素酸ソーダ 600ml 200 本 アルコール 500ml 12 本
中学校	8	消毒用エタノール 500ml 1 本 ビューラックス 1800ml 2 本
児童施設	60	ナチュラル銀イオン水 100 本

マスク

区 分	施設数	配布数(枚)	備 考
津山市医師会	1	5,000	
津山市歯科医師会	1	2,500	
小学校	27	5,950	使い捨てマスク
		2,410	布マスク
中学校	8	3,900	使い捨てマスク
		240	布マスク
高齢者施設	219	11,700	
障害者施設	74	3,700	
児童施設	72	4,500	使い捨てマスク
		50	布マスク
妊婦		3,000	
合 計		42,950	

固形石けん

区 分	施設数	配布数 (個)
小学校	1	24 個

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）の概要

1. 感染状況等について

- 東京、北海道、大阪等においては、未だ警戒が必要な状況が続く。
- 一方、半数以上（28 県）で直近 1 週間以上の感染者数がゼロになるなど状況は着実に改善。

2. 緊急事態措置の解除の考え方

- 緊急事態宣言の目的が一定程度達成されたかを確認するため、以下の事項等に照らし、総合的に判断していくことが求められる。

①感染の状況（疫学的状況）

直近 1 週間の報告数とその前の週の報告数を下回る減少傾向の確認ができること
直近 1 週間の 10 万人あたり累積報告数が 0.5 人未満程度

②医療提供体制（医療状況）

重症者数が減少傾向で医療提供体制が逼迫していないこと
患者急増に対応可能な体制が確保されていること

③検査体制の構築

都道府県別の PCR 等検査件数の動向

3. 再指定の考え方とモニタリングの必要性

- 緊急事態宣言の対象地域から除外される地域が出てきても、国及び都道府県は、引き続き再流行への警戒を継続し、再び感染者が増加した場合に備えて、流行の監視体制と対応能力の強化を進めていく必要がある。

4. 社会経済活動と感染拡大防止の両立にあたっての基本的考え方について

- 今後は、社会経済活動と感染拡大防止の両立が重要な課題。新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大防止ガイドラインの実践を進めていく。
- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4 月 1 日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を 3 区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

5. 感染拡大・医療崩壊の防止に向けた対策について

- ①保健所の体制強化、②クラスター対策の強化（ライブハウス、バーなど）、③病原体検査体制の整備、④医療提供体制の確保、⑤医薬品等の状況（抗原検査など）

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第24条第9項に基づき要請を行う。
- ③ **感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
	基本方針	特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で新規感染者数を劇的に抑えこむ。	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。
対応	外出	<ul style="list-style-type: none"> ・（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 ・不要不急の集をまったく移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の①・②との集をまったく移動は避ける。 ・3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減を目指す。 ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。
			<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進 ・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
			<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が、地域の実情に応じて、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の概要

令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)

【緊急事態措置】

直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更する。期間を5月31日までとする。緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。今後の対象地域の判断は感染状況と医療提供体制を踏まえて総合的に判断していく。

		特定警戒都道府県	緊急事態措置の対象とならない都道府県
対 応	基本方針	○「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、外出の自粛について協力の要請を行う。	○新しい生活様式が普及されることを前提に、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を行う。
	外出	○外出の自粛について協力の要請を行う。 ○不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを避ける。 ○クラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を極力避ける。	○不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人々の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促す。 ○クラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。
	イベント	○クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりを開催の自粛の要請等を行うものとする。	○比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意する。
	施設の使用制限	○感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等（接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等） ○博物館、美術館、図書館などについては、感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。	○施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行う。 ○クラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行う。 ○クラスターの発生が見られない施設については、基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行う。
	出勤	○「出勤者数の7割削減」を目指す在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を強力に推進する。	○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。